

船橋市デイサービス連絡会 参考資料 (2020/6/24 船橋市議会 健康福祉委員会)

1. 団体の組織及び活動の概要について ※別紙(船橋市デイサービス連絡会について)参照

2. 新型コロナウイルス感染症による影響について

市内デイサービスにアンケートを実施(6/16~6/19)

「アンケート回答数」…48 事業所 (半日型デイサービス:10 : 一日型デイサービス:38)

半日型デイサービスの特徴…入浴や食事の提供がない事業所が多く、個別の機能訓練、マシンを使用したトレーニング等を行っている。

一日型デイサービスの特徴…入浴や食事の提供があり、介護度が高めの方がレスパイト目的で利用する事が多い。

※レスパイトとは「息抜き」「休息」を意味し、介護者が一時的に介護から解放されリフレッシュや休息をとる「介護者のため」のケアを指す言葉です。

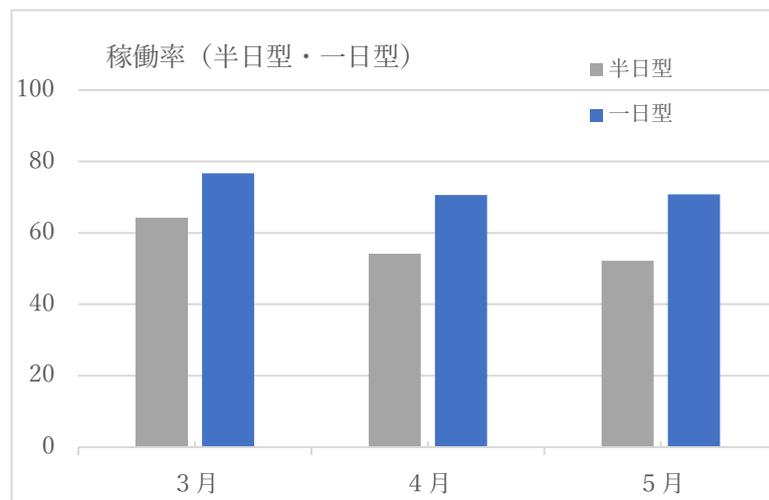
【3~5月の稼働率】

(1) 半日型デイサービス

3月 : 64.3%  
4月 : 54.2%  
5月 : 52.2%

(2) 一日型デイサービス

3月 : 76.7%  
4月 : 70.6%  
5月 : 70.8%



※事業所規模や固定費割合によりますが、一般的にデイサービスの損益分岐点は稼働率約70%前後といわれています。

【3~5月の売上 前年同月比】

A 事業所(半日型)

3月 : 100.8%  
4月 : 69.0%  
5月 : 56.8%

2019/5 売上 約 260 万  
2020/5 売上 約 148 万

B 事業所(半日型)

3月 : 100 %  
4月 : 74.2%  
5月 : 60.6%

2019/5 売上 約 414 万  
2020/5 売上 約 251 万

C 事業所(一日型)

3月 : 88%  
4月 : 84%  
5月 : 63%

2019/5 売上 約 680 万  
2020/5 売上 約 430 万

D 事業所(一日型)

3月 : 94%  
4月 : 84%  
5月 : 59%

2019/5 売上 約 242 万  
2020/5 売上 約 143 万

## 【新型コロナウイルスの影響】

### 「心身機能低下について」

- ・身体機能の低下により、外出が難しくなりデイに来られなくなる。
- ・自粛期間中に身体機能が低下しており、転倒のリスクが上がっている。
- ・自宅で転倒し骨折したため、入院手術になってしまった。
- ・精神的活力が低下し、外出しなくなってしまった。
- ・誤嚥性肺炎になり、亡くなってしまった。
- ・会話ができなくなってしまった利用者がいる。
- ・利用者の精神的負担による不穏状態が起こっている。

### 「利用について」

- ・緊急事態宣言中は3割の利用者が休んでいた。
- ・3月と4月の稼働率が40%まで減少し、5月さらに減少し38%となった。
- ・6月から利用が戻りつつある。
- ・呼吸器疾患等の持病を持った方はまだ休んでいる。
- ・緊急事態宣言解除後もお休みを続けている利用者がいる。
- ・居住系の施設に住んでいる方で、外出自粛が解除されずにデイサービスに復帰できないでいる。
- ・利用者60名の内、8名がお休みされていた。6月からの復帰は4名。

### 「その他」

- ・利用者家族からのコロナなのに営業するののかとのクレームがあった。
- ・認知症でマスク着用が困難な方に対して、他の利用者や家族からのクレームがある。
- ・新型コロナに対するストレスから、職員の精神疲労が溜まっている。
- ・稼働率の低下によって返済が見込めない借入れが発生した。
- ・介護業界のリストラ、解雇による再就職の応募が増えている。

## 3. 健康福祉委員会への要望について

### (1) 継続的な衛生用品の購入費用助成もしくは物品支給

新型コロナウイルス感染症対策として必要なマスク、手袋、消毒液等の衛生用品は現在も不足しております。今後も継続的に購入が必要となっており、価格も高騰しているため、新型コロナウイルスの影響を受けている事業所の運営をより圧迫しています。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」(5月15日厚労省通知)にてかかり増し経費の補助事業が開始されましたが、対象となる要件が以下の通りとなっており、多くの事業所が要件に該当せず、利用が難しい制度となっております。感染者の発生にかかわらず、感染症対策を行いながらサービス提供を続けるためには必要となる経費なので、市による継続的な衛生用品の購入費用補助、もしくは物品の支給を要望致します。

- ①都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ②利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

## (2) テナント賃料助成の要件緩和

船橋市独自のテナント賃料助成金について、支給要件の中に対象期間中の売上が前年同月と比較して1/3以上減少とあります。この減少率の計算は事業所単位ではなく法人単位となっているため、デイサービス単体で1/3以上減少したが、法人内の他サービスや他事業を含めると減少幅が1/3に満たないため助成を利用できないという声がありました。

令和元年度介護事業経営概況調査の結果によると通所介護は3.3%、地域密着型通所介護は2.8%の収支差率となっており、売上が10%の減少でも赤字に転落する事業所がほとんどです。法人の継続支援はできたとしても、単体の事業が大幅な赤字のままですと赤字事業の撤退という選択肢も当然出てきます。

今後も利用者のニーズに応じたサービスを提供できる体制を維持できるように、支給要件を法人単位から事業所単位への緩和を要望します。